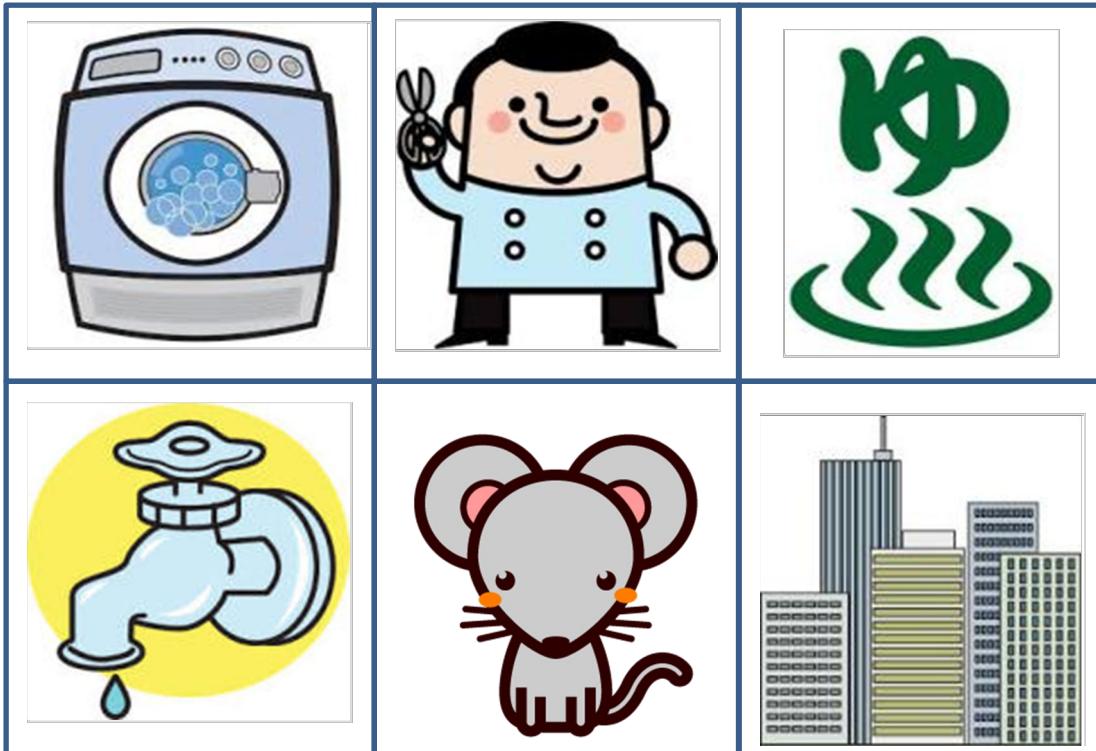


# 令和8年度 横浜市環境衛生業務実施計画（案）



## 令和8年度の重点取組事項

- 1 GREEN×EXPO 2027 向けた環境衛生対策に取り組みます
- 2 改正された水質基準の周知啓発を行います  
(専用水道・簡易給水水道)
- 3 レジオネラ症防止対策を推進します



横浜市

# 令和8年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

## 重点取組事項

- GREEN×EXPO 2027 向けた環境衛生対策
- 水質基準の改正にかかる周知啓発・指導（専用水道・簡易給水水道）
- レジオネラ症拡大防止対策

## 監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- 環境衛生営業施設（ホテル、公衆浴場、理容所・美容所等）の監視指導
- 特定建築物・建築物登録業の監視指導
- 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導
- 家庭用品の試買検査
- 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

## 感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- レジオネラ症防止対策（重点取組事項）
- 蚊媒介感染症対策

## 環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- 生活環境（ねずみ・衛生害虫、ハチ等）に関する相談
- 住まいの衛生に関する相談
- 生活用水のための災害応急用井戸
- 水害時の衛生対策

## 自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- 横浜市生活衛生協議会への支援

## 調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- 温泉実態調査
- ドライクリーニング溶剤の使用状況に関する調査

# 令和8年度の重点取組事項

## 1 GREEN×EXPO 2027 に向けた環境衛生対策

令和9年3月19日から9月26日まで、GREEN×EXPO 2027が旧上瀬谷通信施設で開催予定であり、国内外問わず、多くの人が来訪することが予想されます。については、不特定多数の観光客の利用が想定される施設について、室内環境や飲料水等の安全を確保するために、旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法、建築物衛生法、水道法等に基づく管理状況の確認及び必要な指導を行うとともに、会場内における、衛生設備や出展内容について、各関係法令の基準等に合うよう計画段階で必要な指導を行うことで衛生的な環境を確保します。

### ○関係者・観光客の利用が想定される施設（市内全域）への周知啓発及び監視指導

旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法、建築物衛生法等許可及び届出施設への監視指導及び周知啓発を実施します。

### ○宿泊施設における宿泊者名簿の記載状況の確認

市内宿泊施設に対し法令で定める宿泊者名簿の記載が適切に行われているか確認し、必要に応じて指導します。

### ○会場施設の計画段階における衛生設備の指導

関係法令基準に基づく計画相談及び指導等を実施します。



## 2 水質基準の改正にかかる周知啓発・指導（専用水道・簡易給水水道）

専用水道（※1）及び簡易給水水道（※2）において、「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」及び「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の一部改正に伴い、PFOS及びPFOAの基準値が設定され、定期的な水質検査が令和8年4月1日から義務化されます。については、専用水道及び簡易給水水道の管理が適正に行われるよう、法令及び条例規則改正の内容についての関係事業者等に周知・啓発を行います。

### ○法令及び条例規則の改正内容の啓発

チラシ等を用いて法令及び条例規則の改正内容等を啓発します。

### ○法令及び条例規則の遵守状況の確認

立入検査時等に水質検査が適切に実施されているか確認し、必要に応じて指導します。



※1 地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設

※2 地下水を水源とした専用水道以外の自家用の水道施設

## 3 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症発生事例をふまえ、中央循環式給湯設備や冷却塔などの高リスク設備を利用する関係施設の維持管理状況等の確認・指導を行います。

### ○病院・社会福祉施設への立入調査による中央循環式給湯設備の維持管理指導

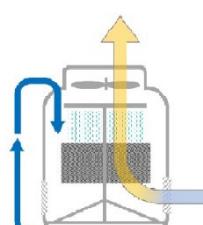
中央循環式給湯設備を利用する病院や社会福祉施設に対して、その維持管理状況等を調査し、結果に基づいた継続的な改善指導を行います。

### ○公共施設に向けた冷却塔の維持管理指導及び啓発

令和5年度に国内で冷却塔を原因とする大規模な集団感染事例が発生し、本市においても冷却塔におけるレジオネラ属菌の指針値超過により、施設運営に影響を及ぼす事例が発生していることから、改めて適切な維持管理について指導・啓発を行います。



○啓発パンフレット



○冷却塔の模式図

# 業務実施計画の実施機関

## ● 区福祉保健センター生活衛生課（保健所支所）

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。  
また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

## ● 医療局健康安全部生活衛生課（保健所）

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。

また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。

## ● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担います。

令和8年度予算の議決によっては、事業内容が変わることもあります。

横浜市医療局生活衛生課

令和8年●月発行

電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074

メールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp